

新潟県公安委員会規則第4号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月8日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年新潟県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（特例施設占有者の指定）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記様式第3号）<u>により</u>行うものとする。</p> <p>（指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更）</p> <p>第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（別記様式第4号）<u>により</u>行うものとする。</p> <p>（指定の取消し）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（別記様式第6号）<u>により</u>行うものとする。</p>	<p>（特例施設占有者の指定）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記様式第3号）<u>を公安委員会の掲示板上に掲示して</u>行うものとする。</p> <p>（指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更）</p> <p>第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（別記様式第4号）<u>を公安委員会の掲示板上に掲示して</u>行うものとする。</p> <p>（指定の取消し）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（別記様式第6号）<u>を公安委員会の掲示板上に掲示して</u>行うものとする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。